

福井県報

号外第78号
令和5年
7月25日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

条 例

- ※福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部を改正する条例(三十・税務課)……………三
- ※特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(三十一・県民協働課)……………七
- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(三十二・地域医療課)……………八
- ※外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部を改正する条例(三十三・道路建設課)……………九
- ※福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例(三十四・警察本部)……………九
- ※福井県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例(三十五・同)……………一〇

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県県税条例および福井県核燃料税条例の一部を改正する条例(条例第三十号 税務課)

一 福井県県税条例の一部改正関係

1 肉用牛の売却に係る個人県民税の免除措置について、令和九年度分の個人県民税まで延長することとした。(附則第六条関係)

2 納付税額三百万円超の部分に係る不申告加算金割合の引上げ等に伴い、引用条項の整理を行うこととした。

二 福井県核燃料税条例の一部改正関係

納付税額三百万円超の部分に係る不申告加算金割合の引上げ等に伴い、引用条項の整理を行うこととした。

三 施行期日

この条例は、次に定める日から施行することとした。

(一) 一の1 公布日

(二) 一の2および二 令和六年一月一日

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第三十一号 県民協働課)

1 内閣府によるNPO法人の手續に関するオンラインシステムの導入に伴い、県への申請等をオンラインでできるように、オンラインにより提出が困難なものを含む場合の届出方法等を規定することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三十二号 地域医療課)

1 予防接種に新たな子宮頸がんワクチンが追加されたことに伴い、予防接種に係る手数料について、上限規定を廃止し、使用薬剤価格、初診料、注射料を合算した額に消費税相当額を加算した額を基準とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十三号 道路建設課)

1 外郭団体の解散後の出資金の返還に伴い、別表に掲げる外郭団体から福井県道路公社を削ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第三十四号 警察本部）

1 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習に関する手数料の新設等を行うこととした。（別表関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十五号 警察本部）

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）の一部改正に伴い、信号機に関する基準において、歩行者用青信号に従い道路を横断することができるものを改正することとした。（第二条第一項第二号関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

福井県条例および福井県核燃料税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年七月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十号

福井県条例および福井県核燃料税条例の一部を改正する条例

(福井県条例の一部改正)

第一条 福井県条例(昭和二十五年福井県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十五条の三 (略)

2 (略)

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第二十五条の四 (略)

(利子割に係る更正および決定の通知)

第四十一条の八 法第七十一条の十一第四項の規定による利子割の更正または決定の通知、法第七十一条の十四第七項の規定による利子割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十一条の十五第五項の規定による利子割の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、更正または決定通知書を交付するものとする。

(配当割に係る更正および決定の通知)

第四十一条の十六 法第七十一条の三十二第四項の規定による配当割の更正または決定の通知、法第七十一条の三十五第八項の規定による配当割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十一条の三十六第五項の規定による配当割の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、更正または決定通知書を交付するものとする。

(株式等譲渡所得割に係る更正および決定の通知)

第四十一条の二十四 法第七十一条の五十二第四項の規定による株式等譲渡所得割の更正または決定の通知、法第七十一条の五十五第八項の規定による株式等譲渡所得割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第二十五条の三 (略)

2 (略)

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第二十五条の四 (略)

(利子割に係る更正および決定の通知)

第四十一条の八 法第七十一条の十一第四項の規定による利子割の更正または決定の通知、法第七十一条の十四第六項の規定による利子割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十一条の十五第五項の規定による利子割の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、更正または決定通知書を交付するものとする。

(配当割に係る更正および決定の通知)

第四十一条の十六 法第七十一条の三十二第四項の規定による配当割の更正または決定の通知、法第七十一条の三十五第七項の規定による配当割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十一条の三十六第五項の規定による配当割の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、更正または決定通知書を交付するものとする。

(株式等譲渡所得割に係る更正および決定の通知)

第四十一条の二十四 法第七十一条の五十二第四項の規定による株式等譲渡所得割の更正または決定の通知、法第七十一条の五十五第七項の規定による株式等譲渡所得割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法

第七十一条の五十六第五項の規定による株式等譲渡所得割の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(法人の事業税に係る更正決定に関する通知)

第四十七条 法第七十二条の四十二の規定による法人の事業税額の更正または決定の通知、法第七十二条の四十六第七項の規定による法人の事業税の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十二条の四十七第五項の規定による法人の事業税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務)

第五十二条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定により計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(以下次項において「当該年」という。)の三月十五日までに(年中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内)当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内)に、施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2・3 (略)

(県たばこ税の更正または決定等に関する通知)

第八十一条の八 法第七十四条の二十四第四項の規定による県たばこ税の更正または決定の通知、法第七十四条の二十三第七項の規定による県たばこ税の過少申告加算金額の決定の通知および県たばこ税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十四条の二十四第五項の規定による県たばこ税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(ゴルフ場利用税の更正または決定等に関する通知)

第九十四条 法第八十七条第四項の規定によるゴルフ場利用税の更正または決定の通知、法第九十条第七項の規定によるゴルフ場利用税の過少申告加算金額の決定の通知およびゴルフ場利用税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第九十一条第五項の規定によるゴルフ場利用税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

第七十一条の五十六第五項の規定による株式等譲渡所得割の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(法人の事業税に係る更正決定に関する通知)

第四十七条 法第七十二条の四十二の規定による法人の事業税額の更正または決定の通知、法第七十二条の四十六第六項の規定による法人の事業税の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十二条の四十七第五項の規定による法人の事業税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務)

第五十二条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(以下次項において「当該年」という。)の三月十五日までに(年中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内)当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内)に、施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出しなければならない。

2・3 (略)

(県たばこ税の更正または決定等に関する通知)

第八十一条の八 法第七十四条の二十四第四項の規定による県たばこ税の更正または決定の通知、法第七十四条の二十三第六項の規定による県たばこ税の過少申告加算金額の決定の通知および県たばこ税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十四条の二十四第五項の規定による県たばこ税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(ゴルフ場利用税の更正または決定等に関する通知)

第九十四条 法第八十七条第四項の規定によるゴルフ場利用税の更正または決定の通知、法第九十条第六項の規定によるゴルフ場利用税の過少申告加算金額の決定の通知およびゴルフ場利用税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第九十一条第五項の規定によるゴルフ場利用税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに対する課税)

第三百三十三条 偽りその他不正の行為により免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った場合には、当該軽油の引取りを第十六条第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

2 (略)

(製造等の承認を受ける義務等)

第三百三十三条の六 元売業者(第一号および第二号に掲げる場合にあつては、法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造または輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)および自動車保有者は、次に掲げる場合には、施行規則第八条の四十一に規定する事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

一 四 (略)

2 八 (略)

(軽油引取税に係る更正または決定等に関する通知)

第三百三十三条の十四 法第四百四十四条の四十四第四項の規定による軽油引取税の更正または決定の通知、法第四百四十四条の四十七第七項の規定による軽油引取税の過少申告加算金額の決定の通知および軽油引取税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第四百四十四条の四十八第五項の規定による軽油引取税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(環境性能割の更正または決定等に関する通知)

第三百三十五条の十五 法第六十八條第四項の規定による環境性能割の更正または決定の通知、法第七十一条第七項の規定による環境性能割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十二条第五項の規定による環境性能割の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 知事は、昭和五十七年度から令和九年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号

(免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに対する課税)

第三百三十三条 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った場合においては、当該軽油の引取りを第十六条第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

2 (略)

(製造等の承認を受ける義務等)

第三百三十三条の六 元売業者(第一号および第二号に掲げる場合にあつては、法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造または輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)および自動車保有者は、次に掲げる場合においては、施行規則第八条の四十一に規定する事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

一 四 (略)

2 八 (略)

(軽油引取税に係る更正または決定等に関する通知)

第三百三十三条の十四 法第四百四十四条の四十四第四項の規定による軽油引取税の更正または決定の通知、法第四百四十四条の四十七第六項の規定による軽油引取税の過少申告加算金額の決定の通知および軽油引取税の不申告加算金額の決定の通知ならびに法第四百四十四条の四十八第五項の規定による軽油引取税の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

(環境性能割の更正または決定等に関する通知)

第三百三十五条の十五 法第六十八條第四項の規定による環境性能割の更正または決定の通知、法第七十一条第六項の規定による環境性能割の過少申告加算金額および不申告加算金額の決定の通知ならびに法第七十二条第五項の規定による環境性能割の加重算金額の決定の通知をしようとする場合には、更正または決定通知書を交付するものとする。

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 知事は、昭和五十七年度から令和六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号

に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第二十五条の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第二十五条の二第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第五条第一項に規定する額を免除するものとする。

2・3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

第二条 福井県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十五条の三 (略)

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第四十五条の三の二第三項に規定する申告書を、同項に定めるところにより、当該給与所得者の住所地の市町長に提出しなければならない。

に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第二十五条の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第二十五条の二第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第五条第一項に規定する額を免除するものとする。

2・3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が法附則第三十三条の二第二項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（同項各号に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第十八条および第二十条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 (略)

改正前

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十五条の三 (略)

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、法第四十五条の三の二第二項に規定する申告書を、同項に定めるところにより、当該給与所得者の住所地の市町長に提出しなければならない。

<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第三百三十五条の二 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の一</p> <p>二 法第五十七条第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の二</p> <p>三 (略)</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第三百三十五条の二 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第五十七条第一項（同条第四項または第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の一</p> <p>二 法第五十七条第二項（同条第四項または第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の二</p> <p>三 (略)</p>
---	---

<p>(福井県核燃料税条例の一部改正)</p> <p>第三条 福井県核燃料税条例（令和三年福井県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
---	--

<p>(更正または決定の通知)</p> <p>第十一条 法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正または決定の通知、法第二百七十八条第七項の規定による核燃料税の過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第二百七十九条第五項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、核燃料税の納税者に対し、規則で定めるところにより、更正または決定の通知書を交付するものとする。</p>	<p>(更正または決定の通知)</p> <p>第十一条 法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正または決定の通知、法第二百七十八条第六項の規定による核燃料税の過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第二百七十九条第五項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知をしようとする場合においては、核燃料税の納税者に対し、規則で定めるところにより、更正または決定の通知書を交付するものとする。</p>
---	---

<p>附則</p> <p>この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中福井県条例第二十五条の三、第二十五条の四、第五十二条、第三百三十三条の六および附則第六条の改正規定 公布の日</p> <p>二 第二条中福井県条例第二十五条の三の改正規定 令和七年一月一日</p> <p>三 第二条中福井県条例第三百三十五条の二の改正規定 令和七年四月一日</p>
--

<p>特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。</p> <p>令和五年七月二十五日</p> <p>福井県知事 杉本 達治</p>
--

<p>福井県条例第三十一号</p> <p>特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福井県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
--	--

<p>(情報通信技術活用法の適用)</p> <p>第十八条 知事は、法第七十四条に規定する届出および提出（以下「届出等」と</p>	<p>(情報通信技術活用法の適用)</p> <p>第十八条 知事は、法第七十四条に規定する申請、届出および提出（第四項にお</p>
---	---

いう。)について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 知事は、法第七十四条に規定する通知および交付(以下「通知等」という。)について、情報通信技術活用法第七条の規定により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 知事は、法第七十四条に規定する縦覧および閲覧(以下「縦覧等」という。)について、情報通信技術活用法第八条の規定により、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている事項または当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

4 法第七十四条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第六条第六項および第七条第五項に規定する条例で定める場合ならびに同条第一項ただし書に規定する条例で定める方式については、規則で定める。

5 前三項の規定により行う届出等、通知等および縦覧等に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年七月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十二号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県立病院使用料および手数料徴収条例(昭和二十五年福井県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

改正後

別表(第二条関係)

区分	算定基礎	金額
一〜四(略)	(略)	(略)
五 予防接種料	一回につき	使用薬剤の価格と診療報酬の算定方法により算定した初診料および注射料とを合算した額に、消費税法の規定による

改正前

別表(第二条関係)

区分	算定基礎	金額
一〜四(略)	(略)	(略)
五 予防接種料	一回につき	二五、一〇〇円以内で知事が定める額

いて「申請等」という。)について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 知事は、法第七十四条に規定する通知および交付(第四項において「通知等」という。)について、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 知事は、法第七十四条に規定する縦覧および閲覧(以下「縦覧等」という。)について、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている事項または当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

4 前三項の規定により行う申請等、通知等および縦覧等に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 一〇五 (略)	六〇二十三 (略)	(略)	消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加算した額を基準として規則で定める額
---------------	-----------	-----	---

備考 一〇五 (略)	六〇二十三 (略)	(略)	(略)
---------------	-----------	-----	-----

附則
この条例は、公布の日から施行する。

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年七月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十三号

外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例の一部を改正する条例
外郭団体の健全な運営の確保を図るための議会のかかわり方を定める条例(平成十六年福井県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表(第一条関係) 一〇十七 (略) 一八 (略) 一九 (略) 二〇 (略) 二一 (略) 二二 (略) 二三 (略)	改正後	別表(第一条関係) 一〇十七 (略) 一八 福井県道路公社 一九 (略) 二〇 (略) 二一 (略) 二二 (略) 二三 (略) 二四 (略)	改正前
---	-----	---	-----

附則
この条例は、公布の日から施行する。

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年七月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十四号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例
福井県公安委員会等手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条、第三条関係) 一 (略) 二 交通部関係 1 道路交通法関係			
事務の区分	名称	金額	金額
一〇九の四 (略) 十 法第九十一条または第九十一条の二第二項の規定に基づき運転することができる自動車 および一般原動機付自転車 の種類を限定された者が、その限定の全部または一部の解除を受けるための審査	(略)	(略)	(略)
十一〇十五の二 (略)	(略)	(略)	(略)
十六 法第九十一条の二第二項および第二項の規定に基づく講習	講習手数料	1〇14 (略) 15 法第九十一条の二第一項第十五号または第十六号に掲げる講習 講習一時間につき 二千元	1〇14 (略) 15 法第九十一条の二第一項第十五号に掲げる講習 講習一時間に つき 二千元
十七 (略)	(略)	16 (略)	16 (略)
備考 一〇七 (略) 二〇四 (略)	(略)	(略)	(略)
別表(第二条、第三条関係) 一 (略) 二 交通部関係 1 道路交通法関係			
事務の区分	名称	金額	金額
一〇九の四 (略) 十 法第九十一条または第九十一条の二第二項の規定に基づき運転することができる自動車 および原動機付自転車 の種類を限定された者が、その限定の全部または一部の解除を受けるための審査	(略)	(略)	(略)
十一〇十五の二 (略)	(略)	(略)	(略)
十六 法第九十一条の二第二項および第二項の規定に基づく講習	講習手数料	1〇14 (略) 15 法第九十一条の二第一項第十五号に掲げる講習 講習一時間に つき 二千元	1〇14 (略) 15 法第九十一条の二第一項第十五号に掲げる講習 講習一時間に つき 二千元
十七 (略)	(略)	16 (略)	16 (略)
備考 一〇七 (略) 二〇四 (略)	(略)	(略)	(略)

この条例は、公布の日から施行する。

附則

福井県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年七月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十五号

福井県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

福井県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 (略)

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者および遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)または特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)および自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機および当該他の信号機のいずれもが、車両または路面電車(交差点において既に左折または右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であることまたは当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 (略)

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者または自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機および当該他の信号機のいずれもが、車両または路面電車(交差点において既に左折または右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年七月二十五日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県